

IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 報告書(案)

～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～

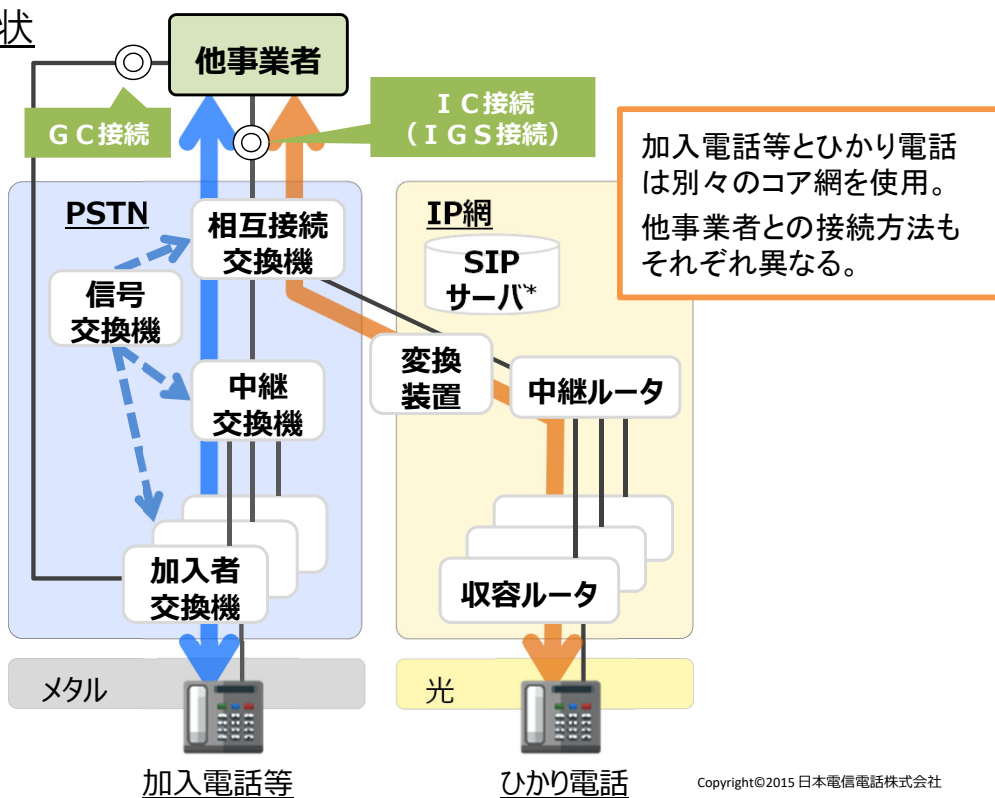
概要

令和2年7月

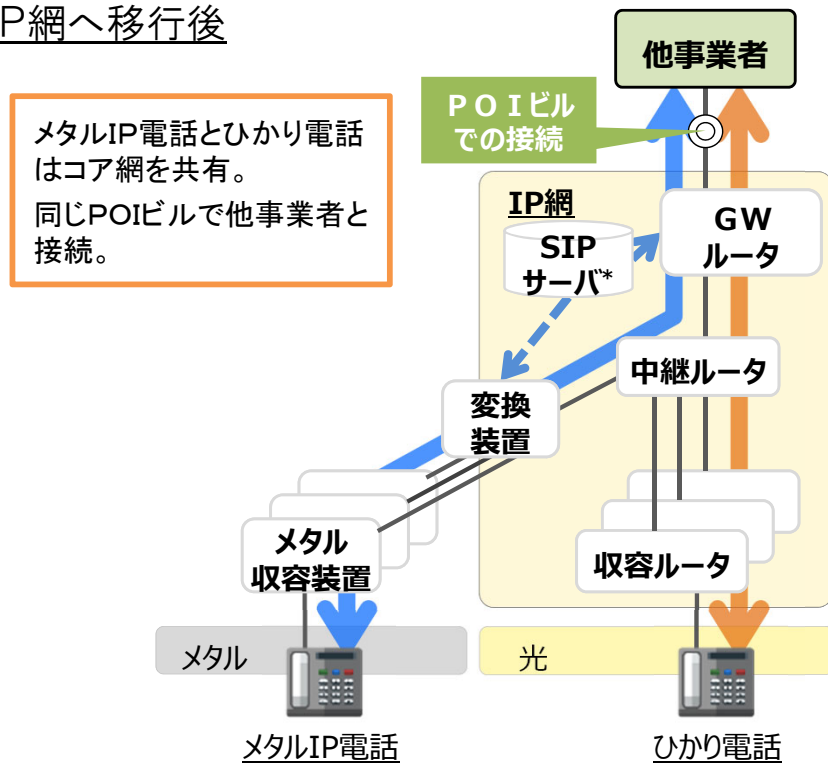
IP網への移行による競争環境の変化

- NTT東日本・西日本は令和3年1月から、固定電話網(メタルIP電話とひかり電話)のIP網への移行を開始し、令和7年1月に移行を完了させる予定。これまで、電話網移行円滑化委員会において、IP網への移行にあたって必要となる対応の整理が行われてきたところ。
- NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、IP網へ移行後、POIビルにおける発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。メタルIP電話とひかり電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。
- こういったIP網への移行による接続形態等の変化を前提として、移行の段階を踏まえた接続制度の在り方を検討することが必要。
- 本報告書は、IP網への移行開始までに制度整備が必要な(1)IP網への移行過程における音声接続料の在り方(ひかり電話の接続料)、(2)IP網への移行後における音声接続料の在り方について、現段階における考え方を整理するもの。

現状



IP網へ移行後

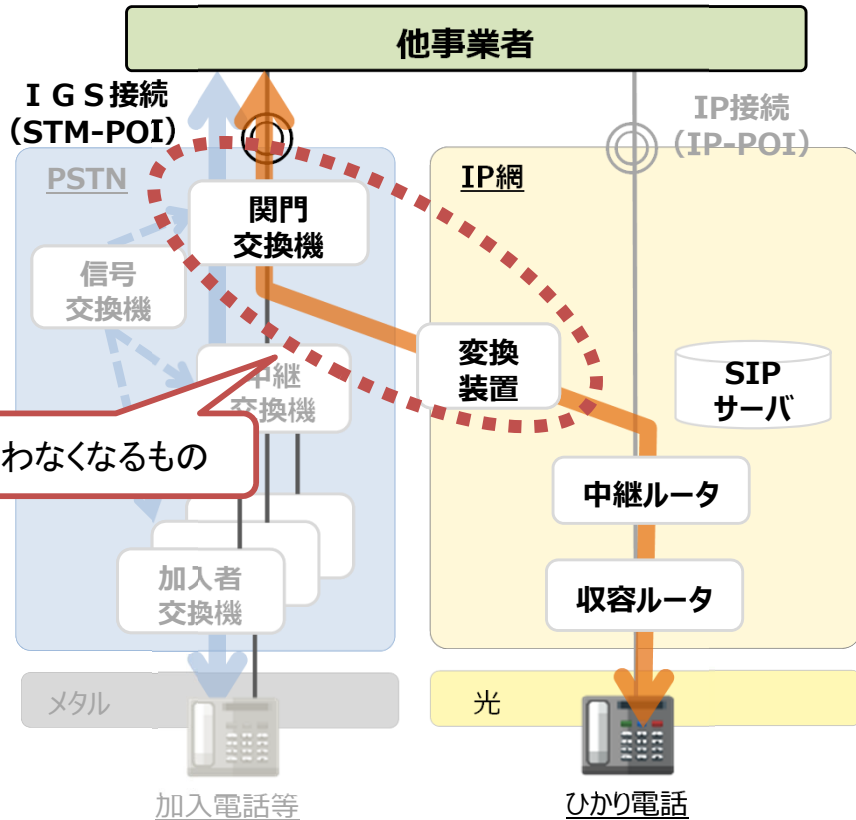


	加入電話	ひかり電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

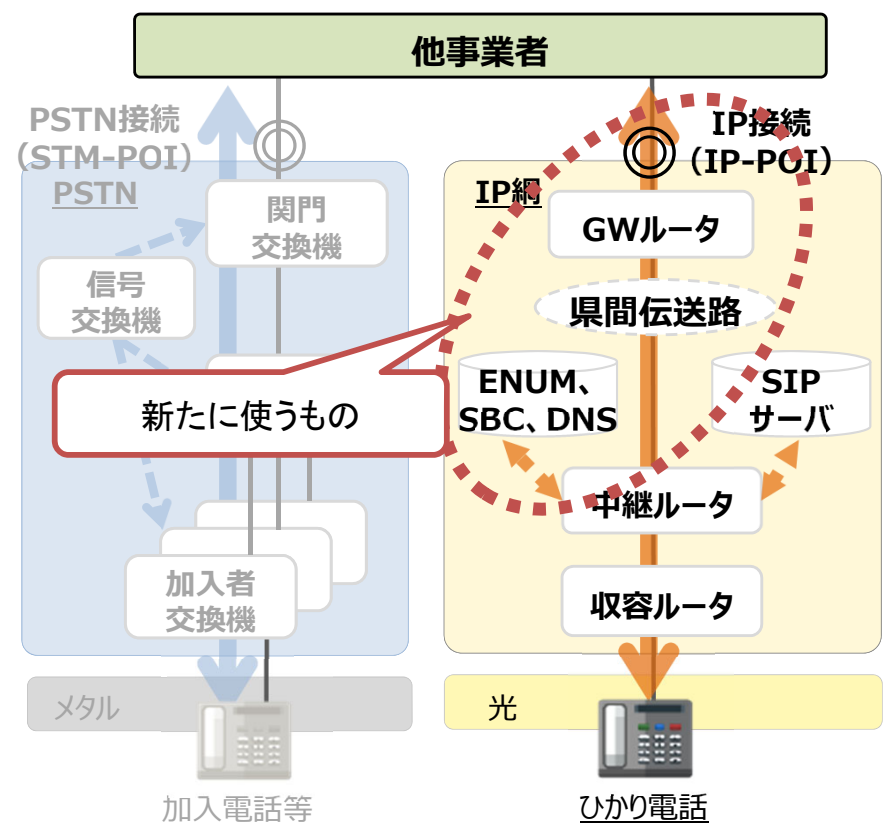
	メタルIP電話	ひかり電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

- 移行過程におけるひかり電話は、IGS接続(現在)、IP接続(接続ルート切替後)の2つの接続形態が併存。
- 接続事業者の公平性担保の観点から、2つの接続形態について単一の接続料を設定することが適当。
- IP接続において新たに利用することになる設備を指定するとともに、省令において接続機能を設備単位で設定することが適当。
- 県間伝送路(非指定設備)については、指定設備である県内設備の利用の際に不可避免的に利用されることから、電気通信事業法第33条第4項第1号ホに規定する「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、接続料に準じた金額、手続きでの利用を可能とし、その上で単一の接続料に含めることが適当。また、中間配線架(パッチパネル)の利用に当たって負担すべき金額や手続き等を接続約款に記載するなどの対応を求めることが適当。
- 今後、IP網への移行が開始される令和3年1月を目途に省令改正等を行うことが適当。

■ I G S 接続 (接続ルート切替前)



■ I P 接続 (接続ルート切替後)



現状課題

ユーザ料金の低廉化

ユーザ料金(音声通話料)の高止まりの要因の1つは、事業者が音声通信サービスの提供に当たって負担する他律的なコストである接続料の高止まりにあるのではないかと考えられる。音声通話料の低廉化を進めるための方策の1つとして、着信接続料に関しては、その水準の低廉化を図ることが必要。

事業者間の公平性の確保

双方向接続では、自網への着信呼市場において市場支配力を有するという意味で、指定／非指定、一種指定制度／二種指定制度の違いによらず、全ての事業者が対等な関係。事業者間の公平性を確保する観点からは、着信接続料の設定について、その条件をそろえることが原則。

IP網へ移行後は双方向接続が主体となることを踏まえ

課題への対応

着信接続料規制の検討

着信接続料を設定する全ての事業者を対象に、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進める。一部答申後は、算定方法の具体化等、制度設計に係る検討を行っていく。

○今後の検討課題例

- 算定方法：
 - 算定方式について、事業者間の公平性の観点から、事業者を問わず統一すべきではないか。
 - 適正原価の範囲や算定条件(入力値等)について、事業者を問わず統一すべきか。
 - 具体的な算定方式について、接続料低廉化等の観点から、何をを用いるべきか。
 - 新たな算定方法への移行に当たって、経過措置等を考える必要があるか。
 - 双方向接続以外における音声接続料について、どのように扱うべきか。等
- その他： 規制方式(例 上限料金規制)、手続(例 届出、認可) 等